

令和4年第4回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和4年12月7日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 7 5 号	町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	1
議案第 7 6 号	町道路線の認定について	2
議案第 7 7 号	字の区域及び名称の変更について	3
議案第 7 8 号	字の区域及び名称の変更について	4
議案第 7 9 号	四万十町過疎地域持続的発展計画の一部変更について	9
議案第 8 0 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	14
議案第 8 1 号	四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第 8 2 号	四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第 8 3 号	四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第 8 4 号	四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	38
議案第 8 5 号	四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	40
議案第 8 6 号	四万十川ジップラインに係る指定管理者の指定について	41
議案第 8 7 号	令和 4 年度四万十町一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 8 8 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 9 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 0 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 1 号	令和 4 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 2 号	令和 4 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 3 号	令和 4 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 4 号	令和 4 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 5 号	令和 4 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 6 号	令和 4 年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 7 号	令和 4 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 8 号	令和 4 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊

議案第 7 5 号

町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和 4 年 2 月 1 0 日に議決を経た町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を次のとおり変更する契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	1 1 6, 2 7 0, 0 0 0 円	1 4 1, 0 8 6, 0 0 0 円

議案第 7 6 号

町道路線の認定について

下記のとおり町道路線を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

整理番号	路 線 名	起 点	備 考
		終 点	
7 1 3	月ノ駄場東線	秋丸字月駄場 6 0 7 番 2	
		秋丸字月駄場 6 0 7 番 6	

議案第 77 号

字の区域及び名称の変更について

字の区域及び名称を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

なお、この字の区域及び名称の変更は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

令和 4 年 12 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
奥神ノ川	ヌタクボ	74 の 2、75 の 15	奥神ノ川	沢田ノ丸

- 備考 1 上記の区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含む。
2 上記地番は令和 4 年 10 月 27 日現在の登記簿による。

議案第 78 号

字の区域及び名称の変更について

字の区域及び名称を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

なお、この字の区域及び名称の変更は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による県知事が県公告に登載した日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和 4 年 12 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

変更調書（米奥の一部）

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
米奥	黒平才能	408 の一部、409 の一部、410 の一部、411 の一部	米奥	ホキ元屋敷
		408 の一部、409 の一部		岡屋敷
	ホキ元屋敷	280 の 4、281 の一部、282 の一部		黒平才能
	岡屋敷	357 の一部、363 の一部、369 の一部		
	沖野々	370-3 の一部、370-6 の一部、370-7 の一部、370-8、370-9、370-10、401 の一部、402 の一部、403-イ、403-2、404、407		
	花屋	440-1 の一部、441-イ、441-ロ、442、443、445、446-3、446-5、447-1、456-1、457、458、459-1 の一部		
	黒平才能	418 の一部、419 の一部、420 の一部、423-1 の一部、423-2、424-1 の一部、424-2、425-1 の一部、425-2、426 の一部、427、428、429、430-1 の一部、430-2、431-1、431-3、431-4、431-5 の一部、431-8、431-9、431-10、432-1、432-2、433、436、437、438、439		
	花屋	440-1 の一部、440-2、459-1 の一部、459-4、459-5、460-1、460-4、460-5、461-1、461-2、462-1 の一部、470-2 の一部		沖野々
	道泉	513-1 の一部、514 の一部、518 の一部		
	沖野々	376-3、376-4、376-5 の一部、376-6、376-7 の一部、376-8、376-9 の一部、376-12、377-1、377-2 の一部、		道泉

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
米奥	沖野々	379 の一部、380 の一部、381、382-1、382-2、383-1、383-2、384-1、385-1、387-1、387-2、387-3、388、389、390、391、392、393、394、395、396-1 の一部、397-1 の一部、397-2	米奥	道泉
	黒平才能	430-1 の一部、431-5 の一部		
	花屋	462-1 の一部、470-2 の一部、471-2		
	明重	528-1、528-2 の一部、529 の一部、530、531 の一部、532-1 の一部、533 の一部、534 の一部		
	道泉	502-3 の一部、502-4、504 の一部、506 の一部、507 の一部、508 の一部、509 の一部、510 の一部		
	下屋式	501-2		明重
	明重	536-2 の一部、543-1 の一部、544 の一部、545 の一部		佛ノ窪
	仲井	630-5 の一部、630-6 の一部、631 の一部、634-1 の一部、634-2 の一部、635-1 の一部、635-2		
	佛ノ窪	561-1 の一部、561-4 の一部、561-5、562-2 の一部		仲谷
	仲井	619-1 の一部、619-2、619-3、619-4、619-5、630-1 の一部、630-2、630-3、630-4 の一部、630-5 の一部、630-6 の一部、631 の一部、634-1 の一部、635-1 の一部		
	仲谷	616-2 の一部、618-1		
	宮ノ前	647-1 の一部、651-1		仲井
	宮ノ前	648-1、648-3、649-1 の一部、649-2、650-1 の一部、650-4		井ノ口
				沖代

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
米奥	石原田	668 の一部、669-1 の一部、669-2、670、671-1、671-2、672-1、672-2、672-3、673、674、675、676、677-1、677- ㇿ、677-3、678、679、680 の一部、681-イ、681-ㇿの一部、682 の一部、683 の一部、684 の一部、686 の一部、687-1、687-2、688-1、688-2、689-1、689-2、690-1、690-2、691、692-1、692-2、693-1、693-2、694、695、696-1、696-2、697、698	米奥	沖代
	宮ノ前	649-1 の一部、650-1 の一部		石原田
	井ノ口	652-1、659-1 の一部、660-1 の一部、663 の一部、664 の一部		
	沖代	704-1 の一部、705 の一部、708-2 の一部、709-1 の一部、709-2 の一部、710、711、712 の一部、713 の一部、715、716 の一部、717 の一部、721-1 の一部、721-2、722-1 の一部、722-2、723-1 の一部、723-2、724-1 の一部、724-2、725-1 の一部、725-2、726 の一部、727-1 の一部、727-2、728-1、728-2 の一部、729 の一部、730 の一部、731-1 の一部、732-1 の一部、732-2 の一部、732-3 の一部、733、734、735 の一部		
	中上ヅリ	737 の一部		中上ヅリ
	井ノ口	659-1 の一部、660-1 の一部、661-1、662、663 の一部、664 の一部		

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
米奥	沖代	716 の一部、717 の一部、 718-1、718-2、719、720、721-1 の一部、722-1 の一部、723-1 の一部、724-1 の一部、725-1 の一部、726 の一部、727-1 の一部、735 の一部、736-1、 736-2	米奥	中上ゾリ
	大上ゾリ	758 の一部		
	中上ゾリ	739 の一部、741 の一部、742 の一部、743 の一部、744 の 一部、745 の一部、746 の一 部、747 の一部、748 の一部、 749 の一部、750、751-1 の一 部、752 の一部、753-1 の一 部		大上ゾリ

備考 1 上記区域及びこれらの区域に隣接及び介在する道路及び水路である町有地の全部及び一部を含む。

2 上記地番は令和4年9月1日現在の登記簿による。

議案第 79 号

四万十町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

四万十町過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を下記のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

四万十町過疎地域持続的発展計画の 3 産業の振興（4）計画の表中

「

水産業振興事業	町
---------	---

」を

「

水産業振興事業	町
投石漁礁設置事業	町

」に

改める。

四万十町過疎地域持続的発展計画の 3 産業の振興（4）計画の表中

「

分収造林事業 植林による山林の適正管理を行い、森林資源として活用することで林業所得の確保を図る。	町 鳥獣害防止 対策協議会
鳥獣害防止総合対策事業 鳥獣による農林業被害の防止を図る。	町

」を

「

分収造林事業 植林による山林の適正管理を行い、森林資源として活用することで林業所得の確保を図る。	町
---	---

鳥獣害防止総合対策事業 鳥獣による農林業被害の防止を図る。	町 鳥獣害防止 対策協議会	」に
----------------------------------	---------------------	----

改める。

四万十町過疎地域持続的発展計画の5 交通施設の整備、交通手段の確保（4）計画の表中

町道神ノ川線改良事業	町
町道宮ノ越線改良事業	町
町道轟崎葛籠川線道路改良工事	町
町道打井川馬ノ助線道路改良工事	町
町道大奈路中津川線道路改良工事	町
町道戸川日吉線道路整備事業	町
町道大井川西土佐線道路整備事業(柳瀬)	町
町道大井川西土佐線道路整備事業（小野・保木）	町
町道里川線道路整備事業	町
町道昭和戸口線道路整備事業	町
町道落田奈路線道路整備事業	町
町道大井川西土佐線道路整備事業(落石)	町
町道広瀬線道路整備事業	町
町道里川屋敷線道路整備事業(津賀)	町
町道西ノオキ線道路整備事業	町
町道北の川東線道路整備事業	町
町道大井川西土佐線道路整備事業(鍋谷)	町
町道大井川西土佐線改良事業（井崎）	町

町道大井川西土佐線改良事業（十川）	町
町道昭和町榊山線改良事業	町
町道四手崎線道路整備事業	町
町道轟川線改良事業	町
町道窪川若井線舗装事業	町
町道川ノ内芳川線改良事業	町
町道向山線改良事業	町
町道津賀の鼻線改良事業	町
町道見付カヤノ木線改良事業	町
町道大道日吉線改良事業	町
町道萩原線改良事業	町
町道金上野見付線改良事業	町
町道上岡打井川線改良事業	町
町道久保川河内線改良事業	町

」を

町道改良整備事業	町
----------	---

」に

改める。

四万十町過疎地域持続的発展計画の5 交通施設の整備、交通手段の確保（4）計画の表中

（3）林道	橋梁長寿命化修繕事業	町
-------	------------	---

」を

（3）林道	橋梁長寿命化修繕事業	町
（5）鉄道施設等 鉄道施設	鉄道施設総合安全対策事業	町
（9）過疎地域持続 的発展特別事業 交通施設維持	鉄道施設検査業務 定期的な検査により鉄道施 設の安全を確保する。	町

」に

改める。

四万十町過疎地域持続的発展計画の7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（4）計画の表中

「	<table><tr><td>（3）高齢者福祉施設 老人ホーム</td><td>特別養護老人ホーム改修事業</td><td>町</td></tr></table>	（3）高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム改修事業	町	」を
（3）高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム改修事業	町			

「	<table><tr><td>（3）高齢者福祉施設 老人ホーム</td><td>特別養護老人ホーム改修事業</td><td>町</td></tr><tr><td>その他</td><td>十和の里改修事業</td><td>町</td></tr></table>	（3）高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム改修事業	町	その他	十和の里改修事業	町	」に
（3）高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム改修事業	町						
その他	十和の里改修事業	町						

改める。

四万十町過疎地域持続的発展計画の9 教育の振興（4）計画の表中

「	学校校舎改築事業	町	」を
---	----------	---	----

学校校舎改築事業	町
学校校舎改修事業	町

改める。

「	学校屋内運動場建築事業	町	」を
---	-------------	---	----

学校屋内運動場改築事業	町
学校屋内運動場改修事業	町

改める。

「	<table><tr><td>ふるさと未来館改修事業</td><td>町</td></tr></table>	ふるさと未来館改修事業	町	」を
ふるさと未来館改修事業	町			

「	ふるさと未来館改修事業	町	
	松葉川地区基幹集落センター整備事業	町	」に 改める。

「	丸山体育館改修事業	町	」を
---	-----------	---	----

「	丸山体育館改修事業	町	
	窪川運動場改修事業	町	
	窪川B＆G海洋センター改修事業	町	」に 改める。

「	移動図書館用車両購入事業（文化的施設関連事業）	町	」を
---	-------------------------	---	----

「	移動図書館用車両購入事業（文化的施設関連事業）	町	
	文化的施設整備事業	町	」に 改める。

議案第 80 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年四万十町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

(四万十町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 四万十町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成18年四万十町第26号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額^{（一）}の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第28条の 4 第 1 項若しくは第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「同法第28条の 5 第 1 項」を「同法第22条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 条、第 5 条第 2 項、第16条第 1 項第 1 号及び第22条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に

関する条例の一部改正)

第4条 四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年四万十町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年四万十町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 四万十町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附則に次の1項を加える。

3 四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年四万十町条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、四万十町職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（四万十町職員の再任用に関する条例の廃止）

第6条 四万十町職員の再任用に関する条例（平成18年四万十町条例第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（改正後の四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（改正後の四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及

び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

議案第 81 号

四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の定年等に関する条例（平成18年四万十町条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第11条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第 5 章 雑則（第13条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第28条の 3」を「第22条の 4 第 1 項及び第 2 項、第28条の 2、第28条の 5、第28条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第28条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条第 1 項中「60年」を「65年」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を」を「当該職員を」に改め、同項各号列記以外の部分中「当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、同項中「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（第 9 条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第 9 条第 1 項

又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員の」を「当該職員の」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第6条を第13条とし、第5条の次に次の2章及び章名を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、四万十町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年四万十町条例第41号)第11条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任

又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

（2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（3） 当該職員その他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員その他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員その他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延

長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員そ

の他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第2項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同

日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の四万十町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の四万十町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行

日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第8条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退

職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 8 2 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成18年四万十町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を次のように改める。

- （3） 四万十町職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 2 条に次の 1 号を加える。

- （4） 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 4 号の規定にかかわらず、同号に掲げる非常勤職員は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員に含まれないものとする。

- （1） その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の

末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている場合であって、当該子について、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第2条の3中「に应じ、」を「に应じ、それぞれ」に改め、同条第2号中「地方等育児休業」を「法定育児休業」に改め、同条第3号中「当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「該当するとき」を「該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときにあつてはア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）」に改め、同号ア中「（当該非常勤職員が」を「（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して」に、「当該配偶者が」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」に、「地方等育児休業」を「法定育児休業」に改め、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあっては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員

が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「のいずれにも該当するとき」を「に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときにあつては第1号及び第2号に掲げる場合のいずれにも該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合にあっては第2号に掲げる場合に該当するとき）」に改め、同条第1号中「地方等育児休業」を「法定育児休業」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあっては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間とする。

第10条中第1号、第2号、第5号及び第6号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 四万十町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定に

より異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第17条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表給与条例第7条第9項の項を削る。

第18条の表給与条例第16条第2項第2号の項読み替えられる字句の欄及び同表給与条例第24条第3項の項読み替えられる字句の欄中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表給与条例第36条第2項の項読み替えられる字句の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条中第3号及び第4号を削り、第1号中「非常勤職員」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 第2条の改正規定（同条に1号を加える部分を除く。）、第2条の3及び第2条の4の改正規定、第2条の5を削る改正規定、第3条の改正規定、第3条の2を加える改正規定、第10条の改正規定（同条に1号を加える部分を除く。）、第11条の改正規定並びに第20条の改正規定（地方公務員法の引用条項に係る部分を除く。） 令和5年1月1日
 - （2） 第2条の改正規定（同条に1号を加える部分に限る。）、第10条の改正規定（同条に1号を加える部分に限る。）、第17条及び第18条の改正規定、第20条の改正規定（地方公務員法の引用条項に係る部分に限る。）並びに第21条の改正規定 令和5年4月1日
- 2 前項第1号に掲げる規定の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する同号に掲げる規定による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 83 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第 3 項及び第 5 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 9 項を次のように改める。

- 9 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第16条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第4号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「区域（以下」の次に「この項において」を、「施設（以下」の次に「この項において」を加え、「料金（以下」を「料金（第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改める。

第24条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間

勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第31条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第34条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額

第36条第2項中「第12条」を「第7条第1項から第8項まで、第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7条を加える。

第22条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第24条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

（1） 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法（次号及び次条第2号において「令和5年旧地方公務員法」という。）第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員 63歳

（2） 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員（前号に規定する職員を除く。）のうち、規則で定める職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で規則で定める年齢

第23条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

（2） 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員

（3） 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

（4） 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定め

る職員

(5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）

第24条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この条及び附則第26条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22条の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この条において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第22条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第25条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第26条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第22条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24条に規定する職員を除く。）であって、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第27条 附則第24条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第22条の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第28条 附則第22条から前条までに定めるもののほか、附則第22条の規定による給料月額、附則第24条の規定による給料その他附則第22条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
---	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

任用職員							
------	--	--	--	--	--	--	--

」を「

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

」に改める。

別表第2ア 医療職給料表（1）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000	円 565,900

」に、同表イ 医療職給料表（2）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額
		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

」に、同表ウ 医療職給料表（３）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時		基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額
		円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

間 勤 務 職 員							
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--

」に改める。

別表第3ア 行政職給料表級別職務分類表の表中「

5	副課長、次長、室長、班長、所長、対策監、総括主幹、総括技幹、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、その他の地域行政機関の長、館長、認定こども園長、保育所長及び施設長の職務
---	--

」を「

5	副課長、次長、室長、班長、所長、主監、技監、対策監、総括主幹、総括技幹、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、その他の地域行政機関の長、館長、認定こども園長、保育所長及び施設長の職務
---	--

」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の四万十町一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第22条から第28条までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される四万十町一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する

る法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号）第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される四万十町一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第31条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第34条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第7条第1項から第8項まで、第12条から第15条まで及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 8 4 号

四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

四万十町福祉医療費助成に関する条例（平成18年四万十町条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「15歳」を「18歳」に改める。

第 3 条中「いう。）は」の次に「、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けていない者であって」を加え、同条第 1 号を次のように改める。

（1） 次のいずれかに該当する乳幼児等

ア 四万十町の区域内に住所を有する者

イ 国民健康保険法第116条の 2 の規定により四万十町が行う国民健康保険の被保険者とされた者（他の市町村が行う医療費の助成の対象となる者を除く。）

ウ 修学のため他の市町村に転出している者（保護者が四万十町の区域内に住所を有する場合に限る。）

第 3 条第 2 号中「重度心身障害者又は当該重度心身障害者の保護者であって生活保護法の規定による扶助を受けていない者で、次のアからキのいずれかに該当するものとする。」を「次のいずれかに該当する重度心身障害者」に改め、同号ア中「重度心身障害者が」及び「の(ア)から(カ)」を削り、同号ア(ア)中「、介護給付費」を「介護給付費」に改め、同号ア(エ)中「にかかる」を「に係る」に改め、同号ア(オ)中「、他の市町村の」を「他の市町村が」に、「である」を「とされた」に改め、同号ア(カ)中「の行う」を「が行う」に改め、「である者」を削り、同号イ中「四万十町長が」を「四万十町から」に、「、介護給付費等の支給を行なう」を「介護給付費等の支給を受けて」に改め、同号オ中「にかかる」を「に係る」に改め、同号カ中「重度心身障害者が」を削り、「である」を「とされた」に改め、同号キ中「の行う」を「が行う」に改め、「である者」を削る。

第 4 条ただし書を削る。

第10条を第11条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第6条ただし書中「高知県以外の保険医療機関等で医療を受ける場合及び食事療養に係る標準負担額」を「入院時食事療養費に係るもの及び高知県以外の保険医療機関等で医療を受けたもの」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(申請)

第5条 助成対象者又は保護者は、規則で定めるところにより町長に申請し、受給資格について認定を受けなければならない。

別表第2中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の改正に伴う必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 85 号

四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成18年四万十町条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 し尿の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

四万十川ジップラインに係る指定管理者の指定について

四万十川ジップラインに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 7 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町十和川口 62 番地 9
 株式会社とおわ
 代表取締役 中野 千里
2. 指 定 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで